

令和5年3月31日規程第7号

大野城市個人情報の安全管理に関する規程

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 管理体制（第3条—第8条）
- 第3章 職員の責務（第9条）
- 第4章 保有個人情報の取扱い（第10条—第20条）
- 第5章 安全確保上の問題への対応（第21条—第23条）
- 第6章 点検の実施（第24条・第25条）
- 第7章 補則（第26条・第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第66条第1項に規定する保有個人情報の安全管理について必要かつ適切な措置を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程で使用する用語は、法及び大野城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年条例第1号）において使用する用語の例による。

第2章 管理体制

（統括責任者）

第3条 保有個人情報に係る安全管理の措置を指揮監督する者として、統括責任者を置く。

2 統括責任者は、副市長の職にある者をもって充てる。

（副統括責任者）

第4条 統括責任者を補佐する者として、副統括責任者を置く。

2 副統括責任者は、総合政策部長の職にある者をもって充てる。

3 副統括責任者は、保有個人情報の管理状況の点検を行い、当該点検の結果を統括責任者に報告するものとする。

4 副統括責任者は、統括責任者に事故があるときは、その職務を代理する。

（個人情報保護管理者）

第5条 保有個人情報の適切な管理を図るため、課（これに相当する組織を含む。以下同じ。）に個人情報保護管理者を置く。

2 個人情報保護管理者は課の長とし、課における保有個人情報の管理に関する事務を統括する。

（個人情報保護担当者）

第6条 個人情報取扱事務を担当する職員として、課に個人情報保護担当者1人を置く。

2 個人情報保護担当者は、係長の職にある者をもって充てる。

3 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の指示に従い、課における個人情報の管理に関する事務を行わなければならない。

（個人情報システム管理者）

第7条 保有個人情報のうち、情報システム（大野城市情報セキュリティに関する規程（平成16年規程第13号）第2条第2号に規定する情報システムをいう。）で取り扱うものについての安全管理に係る措置を講ずるため、個人情報システム管理者を置く。

2 個人情報システム管理者は、情報システムの所管課長の職にある者をもって充てる。

（教育研修）

第8条 副統括責任者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員に対し、保有個人情報の適切な取扱いに関し、教育研修を行うものとする。

2 個人情報保護管理者は、課の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のため、研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講じなければならない。

第3章 職員の責務

（職員の責務）

第9条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令、条例等の規定並びに統括責任者、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

第4章 保有個人情報の取扱い

（接触の制限）

第10条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、当該保有個人情報に接する権限を有する者を当該保有個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要最小限の範囲の職員に限定するものとする。

2 前項に規定する権限を有しない職員は、保有個人情報に接してはならない。

3 職員は、第1項に規定された権限を有する場合であっても、業務上の目的以外で当該保有個人情報に接してはならない。

(複製等の制限)

第11条 職員は、業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、次に掲げる行為については、個人情報保護管理者の指示に従わなければならない。

- (1) 保有個人情報の複製
- (2) 保有個人情報の送信
- (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持出し
- (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為として個人情報保護管理者が定めるもの

(誤りの訂正等)

第12条 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の内容の訂正、追加又は削除を行うものとする。

(媒体の管理等)

第13条 職員は、個人情報保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認められるときは、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 耐火金庫への保管
- (2) その他保管場所の施錠等、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するための措置

(事故等の防止)

第14条 職員は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事故等を防止するために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄等)

第15条 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体が不要となった場合は、個人情報保護管理者の指示に従い、当該保有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該保有個人情報を消去し、又は当該媒体を廃棄しなければならない。

2 市は、保有個人情報の消去又は保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合は、必要に応じて第10条に規定する権限を有する職員が消去若しくは廃棄に立会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先で消去又は廃

棄が確実に行われていることを確認しなければならない。

(取扱状況の記録)

第16条 個人情報保護管理者は、保有個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用、保管等の取扱いの状況について記録するものとする。

(保有個人情報の提供)

第17条 個人情報保護管理者は、法第69条第2項第4号の規定により行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合は、法第70条の規定により次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について、当該提供先と事前に書面を取り交わすこと。

(2) 提供先に安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地調査等を行い、当該措置状況を確認してその結果を記録し、必要な改善要求等の措置を講ずること。

2 個人情報保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定により行政機関等に保有個人情報を提供する場合であつて、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第18条 市は、保有個人情報の外部提供を行う場合は、法第70条の規定により次に掲げる事項を条件として付さなければならない。ただし、法令等の定めるところにより外部提供を行う場合は、この限りでない。

(1) 個人情報の秘密の保持並びに個人情報の改ざん、滅失及び不当な目的への利用の防止に関する事項

(2) 利用目的の範囲を超える個人情報の利用の禁止に関する事項

(3) 外部提供を受けた者以外の者への個人情報の提供の禁止に関する事項

(4) 外部提供を行う個人情報の利用を認める期間に関する事項

(5) 利用期間の終了後又は利用目的の達成後の個人情報の取扱いに関する事項

(6) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(7) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応及び報告義務に関する事項

(8) 調査に応ずる義務に関する事項

(9) 損害賠償に関する事項

(10) この項の規定により付した条件に違反した場合の統括責任者の命令に従う義務に関する事項

(11) その他統括責任者が個人情報の保護に関し必要と認める事項

2 市長は、保有個人情報の外部提供を受けた者が、前項各号（第9号を除く。）の規定により付された条件に違反していると認めるときは、直ちに当該外部提供を一時停止するとともに、当該外部提供を受けた者に対し、報告を求め、必要があると認めるときは、当該個人情報の利用の中止、返還、廃棄その他必要な措置を命じなければならない。

（業務の委託等）

第19条 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、保有個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者を選定することがないように、必要な措置を講じなければならない。

2 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに係る業務の委託契約書に次に掲げる事項を明記するとともに、委託先における責任者、業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等、必要な事項について書面で確認しなければならない。ただし、該当のない事項については、この限りでない。

(1) 個人情報に関する秘密保持並びに個人情報の改ざん、滅失及び目的外利用の禁止等に関する事項

(2) 再委託の制限又は事前承認等、再委託に係る条件に関する事項

(3) 個人情報の複製等の制限に関する事項

(4) 個人情報の安全管理措置に関する事項

(5) 事故発生時の報告義務に関する事項

(6) 個人情報の漏えい等の事案の発生時における対応に関する事項

(7) 立入調査に応ずる義務に関する事項

(8) 委託終了時における個人情報の消去及び媒体の返却に関する事項

(9) 法令又は契約に違反した場合における契約解除、損害賠償責任その他必要な事項

(10) 契約内容の遵守状況についての定期報告に関する事項

3 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、取扱いを委託する個人情報は、委託する業務の目的の範囲内で必要最小限のものとしなければならない。

4 個人情報保護管理者は、保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合は、

委託する業務に係る保有個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、定期検査等を年1回以上実施し、委託先における業務の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況を確認するものとする。

- 5 前項に定めるもののほか、個人情報保護管理者は、委託先において、法に基づき市長が果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。
- 6 個人情報保護管理者は、委託先が、保有個人情報を取り扱う業務を再委託する場合は、委託先に第1項及び第2項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性、重要性その他の性質に応じて、委託先を通じて、又は委託元自らが前2項の措置を講ずるものとする。保有個人情報を取り扱う業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。
- 7 前6項の規定は、指定管理者に公の施設の管理を行わせる場合であって、当該公の施設の管理業務に伴い個人情報を取り扱うこととなる場合に準用する。
- 8 個人情報保護管理者は、保有個人情報を取り扱う業務を派遣労働者によって行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(その他)

第20条 保有個人情報を提供し、又は業務委託する場合は、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性、重要性その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換える等の措置を講じなければならない。

第5章 安全確保上の問題への対応

(事案の報告及び再発防止措置)

第21条 保有個人情報の漏えい、滅失若しくは毀損等の事案の発生又は兆候を把握した場合、特定の職員がこの規程の定め違反している事実又は兆候を把握した場合等、安全確保の上で問題となる事案又は事案の発生のおそれを認識した場合は、その事案等を認識した職員は、直ちに当該保有個人情報を管理する個人情報保護管理者に報告しなければならない。

- 2 個人情報保護管理者は、被害の拡大防止、復旧等のために必要な措置を直ちに講じな

なければならない。ただし、外部からの不正アクセス又は不正プログラムの感染が疑われる場合は、個人情報システム管理者へ直ちに連絡し、その指示に従うものとする。

3 個人情報保護管理者は、事案の発生した経緯、被害状況等を調査し、統括責任者に報告しなければならない。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合は、直ちに統括責任者に当該事案の内容等について報告しなければならない。

4 個人情報保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している課に再発防止措置についての情報を提供するものとする。

(法に基づく報告及び通知)

第22条 個人情報保護管理者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要する場合は、前条の規定による措置と並行して、速やかに所定の手続を行うとともに、個人情報保護委員会による事案の把握等に協力しなければならない。

(公表等)

第23条 個人情報保護管理者は、法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る本人への対応等の措置を講ずるものとする。

第6章 点検の実施

(点検)

第24条 個人情報保護管理者は、自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期的に又は随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を統括責任者に報告するものとする。

(評価及び見直し)

第25条 統括責任者又は個人情報保護管理者は、保有個人情報の適切な管理のための措置について、点検の結果等を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずるものとする。

第7章 補則

(他の規定との関係)

第26条 特定個人情報又は情報システムの管理に関する事項について、この規程と別段の規定が設けられている場合は、この規程に定めるもののほか、当該規定の定めるところによる。

(細則)

第27条 この規程の施行に関し必要な事項は、統括責任者の指示に従い、個人情報保護の所管課長が別に定める。

2 個人情報保護管理者は、この規程を実施し、又は保有個人情報の適切な管理のために必要があるときは、細則を定め、変更し、又は廃止することができる。

3 個人情報保護管理者は、前項の規定により細則を定め、変更し、又は廃止したときは速やかに統括責任者に報告しなければならない。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。